

第684号

平成30年8月1日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規約の改定について

次の規約について添付の通り平成30年8月1日付で改正いたしますので、
公告します。

改定する規約 : 第54条 一部負担還元金
 第64条 家族療養費付加金
 第65条 合算高額療養費付加金

以 上

長瀬産業健康保険組合規約

(一部負担還元金)

第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(家族療養費付加金)

第64条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第65条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(別表2)

一部負担還元金等の自己負担額

1. 下記のいずれかに該当する場合

ア. 70歳未満の被保険者又はその被扶養者の場合

イ. 70歳未満の被保険者と70歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ. 70歳以上の被保険者と70歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区分	自己負担額
標準報酬月額 83万円以上	60,000円+A (注1)
標準報酬月額 53～79万円	40,000円+B (注2)
標準報酬月額 50万円以下	20,000円+C (注3)

2. 70歳以上の被保険者又はその被扶養者の場合

区分	自己負担額	
	外来 (個人ごと)	
標準報酬月額 83万円以上	60,000円+A (注1)	
標準報酬月額 53～79万円	40,000円+B (注2)	
標準報酬月額 50万円以下	20,000円+C (注3)	

(注1) Aは(総医療費-842,000円)×1%

(注2) Bは(総医療費-558,000円)×1%

(注3) Cは(総医療費-267,000円)×1%

一部負担還元金

新旧対照表

規約例	
新	旧
<p>第54条</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、算出した額が500円未満の場合には支給しない。</p>	<p>第54条</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、20,000円（標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上の上位所得者は60,000円）を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、算出した額が500円未満の場合には支給しない。</p>

平成30年8月1日から施行

家族療養費付加金

新旧対照表

規約例	
新	旧
<p>第64条</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。</p>	<p>第64条</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円（標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上の上位所得者は60,000円）を控除して得た額とする。</p> <p>ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。</p>

平成30年8月1日から施行

合算高額療養費付加金

新旧対照表

規約例	
新	旧
<p>第65条</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。</p>	<p>第65条</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ20,000円（標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上の上位所得者は60,000円）を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。</p>

平成30年8月1日から施行